

後期高齢者医療保険料の保険料額決定通知書を郵送します

令和5年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月10日(月)以降に後期高齢者医療保険料額決定通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。納期限までの納付にご協力をお願いします。なお、特別徴収(年金から天引き)の方には、「後期高齢者医療保険料(特別徴収)のお知らせ」を郵送します。

■所得の低い方に対して均等割額の軽減が適用されます(判定には所得の申告が必要)

後期高齢者医療保険料額は、被保険者一人ひとりに均等に賦課される「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。令和5年度の均等割額は4万6,000円(令和4年度と同額)で、世帯の総所得金額等に応じて均等割額が軽減されます(下表4参照)。なお、**軽減の判定には所得の申告が必要**です。

【表4 軽減の対象となる所得の基準額】

軽減の割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	1万3,800円
5割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「29万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2万3,000円
2割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「53万5,000円×世帯の被保険者数」以下の世帯	3万6,800円

※▽収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。▽給与所得者等の数とは、給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

■「会社などの健康保険の被扶養者」であった方には軽減期間があります

後期高齢者医療保険制度への加入前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません**。※「所得の低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる方は、軽減割合の高い方(7割軽減)が優先されます。

〜納付に関するお願い〜

▼国保税の納付(支払い)は原則として口座振替です。

平成28年度から口座振替が原則となりました(年金による特別徴収の方を除く)。

▼後期高齢者医療保険料の納付(支払い)も、納付に行く手間が省け、納め忘れの心配のない、口座振替がおすすめです。

▼役場で口座振替の申し込みができます。

口座振替の登録がお済みでない方は、銀行のキャッシュカード(暗証番号入力)があれば、役場で口座振替の申し込みができます。第1期分からの口座振替を希望する方は、7月20日(木)までに保険課(役場行政棟1階)で手続きをお願いします。

▼昨年度まで特別徴収(年金天引き)されていた方で、今年度分の納付書(国保税または後期高齢者医療保険料)が届いた場合は、納付書で納めてください。

▼納期限までに納付できない事情があるときは、「相談ください。」

「安心・安全・全座利便な口座振替が、安実な振替です!」

